動検時報

Vol.51-4　2018.8

○ What's New！

平成30年8月3日にアジア圏で初めてアフリカ豚コレラの発生が中国で確認されました。アフリカ豚コレラは有効なワクチンや治療法がなく、豚に感染すると致死率100%に達するような恐ろしい病気で、ひとたび国内で発生すれば養豚業へ甚大な被害を引き起こすことになります。

近隣国である中国でアフリカ豚コレラが発生したことから、引き続き日本国内への侵入を防ぐために動物検疫所一丸となって水際防疫に取り組んでいきます。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 動検時報　第４号　目次 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

◎　トピックス
・過去最大の展示会への参加 ～国際養鶏養豚総合展 2018～ （中部空港支所） ・・・・・・・・・3
・動畜産物輸出入検疫協会創立 50 周年記念式典等について（検疫部畜産物検疫課）・・・・・4
・「関空旅博 2018」における広報活動（関西空港支所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
・神戸支所における畜産物の輸出検査に関する説明会（神戸支所） ・・・・・・・・・・・・5
・石垣島での広報キャンペーン ～空港でのキャンペーン、小学校出前授業～（沖縄支所）・・5
・タイ家畜衛生当局職員との短期交流について（企画管理部企画調整課） ・・・・・・・・・6
・動検 OB 西野さんによるパラグアイにおける動物検疫制度について ～その１～ ・・・・・・7

◎　調査研究報告
・アフリカ豚コレラウイルス（ASFV）感染実験への参加について②（精密検査部微生物課） ・7
・平成 30 年度動物検疫所調査研究推進会議について
（精密検査部病理・理化学検査課）・・・・・・・・・8
◎　動物検疫関連情報
・「僕にお座りをさせないで！」～肉製品持込みについての御案内動画～
（企画管理部企画調整課）・・・9
・オーストラリアへ日本の生鮮牛肉再び（企画管理部企画調整課）・・・・・・・・・・・・10
・アルゼンチンへ日本産生鮮牛肉輸出解禁!!（企画管理部企画調整課）・・・・・・・・・・10
・アルゼンチン・パタゴニア地域からの牛・めん羊肉等輸入解禁
（企画管理部企画調整課）・・・・・・11

◎　所内情報
・平成 30 年度初任者合同研修参加者の紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
・平成 30 年度動物検疫所庶務課長会議について（総務部庶務課） ・・・・・・・・・・・15
・勤続 30 年及び 20 年の職員紹介（総務部庶務課） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
・人事異動（平成 30 年６月２日～平成 30 年８月１日）・・・・・・・・・・・・・・・・・16
◎　畜産物・動物の輸出入検疫数量実績（平成 30 年５月、６月） ・・・・・・・・・・・・17

◎　平成 30 年６月～７月の出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

◎　動検通信（検疫部管理指導課長）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

◎トピックス
・過去最大の展示会への参加
～国際養鶏養豚総合展 2018～

（中部空港支所）

平成 30 年５月 30 日から６月１日までの３日間、名古屋港にあるポートメッセなごや（名古屋市国際展示場）において開催された「国際養鶏養豚総合展 2018（International Poultry and Pig Show Japan 2018）」に参加しましたので、その概要を報告します。

国際養鶏養豚総合展（IPPS）は養鶏・養豚経営等の近代化と効率化を図ることを目的に、採卵鶏・肉用鶏・肉豚等の生産から流通に関する世界最先端かつ最新鋭の施設や機械器具、資材、技術を一堂に集めた日本最大の展示会です。1992 年の第１回から数年おきに開催され、今年で８回目を数えます。回を重ねるごとに出展者数、来場者数ともに増えており、今回は、208 の企業と団体が出展し、国内外から畜産関係者や大学生、社会科見学の小学生など幅広い層の方々が３日間で延べ 28,000 人が来場し、過去最大の展示会になりました。

中部空港支所は、本展示会を動物検疫の広報活動の良い機会と捉え、会場における広報活動を実施しました。初日の開会式には伊藤本所長と検疫探知犬マスコットキャラクター・クンくん（着ぐるみ）が参加し、テープカット及び記念撮影を行いました。主催者である（公社）中央畜産会の御厚意により、（公社）中央畜産会ブースの一角をお借りして動物検疫業務の紹介や靴底消毒効果の検証実験のパネル、家畜の疾病発生状況等の注意喚起ポスター、パンフレット数種を設置し、来場者の質問対応や、パンフレット及び啓発リーフレット入りポケットティッシュの配布を行い、来場者に我々の活動をお伝えしました。日本養豚協会の志澤 勝 会長（当時）や日本食鳥協会の佐藤 実 会長らもブースを訪れ、靴底消毒効果などの説明を受けられました。

また、会場の入口に動物検疫所ののぼりと靴底消毒マットを設置し、靴底消毒の周知に努めました。さらに、検疫探知犬リトルマン号とハンドラーとの写真撮影会や、「クンくんのお散歩タイム」と称してクンくんとのぼりを持った職員が会場を練り歩き、ティッシュやパンフレットの配布を行い、水際防疫の重要性を周知しました。

来場者からは、学校の授業で使用する資料に使いたいとの問合せや検疫探知犬の訓練方法、消毒マットの効能など多様な質問がありました。来場者に畜産関係者が多いことから、ポケットティッシュの啓発リーフレットに畜産関係者向けの注意喚起や検疫探知犬の活動紹介ビデオを視聴できる二次元バーコードを入れました。また、ティッシュを配布する際に用いた紙袋にもクンくんのマークや注意喚起の表示を貼り、活動内容が遠くから見ても分かるよう工夫を施しました。

リトルマン号は、来場者の鞄の中の肉製品（展示会場のフードコーナーで販売されていました）を気にしながらも来場者と触れ合いました。検疫探知犬や動物検疫に関する質問も多くいただき、好評のうちに終わりました。クンくんは多くの来場者に注目され、写真撮影や握手を求められたり、「この犬何？」と質問される方もいらっしゃいました。着ぐるみを用いた広報活動はよく目立つため効果絶大だと感じました。今後も積極的にに活用していきたいと思います。

畜産関係者が多く集まる展示会のためか動物検疫所の存在を御存じの方が多く見受けられたものの、具体的な業務内容までは知っておられない方が多くいました。しかし、今回の広報で我々の活動をかなりアピールができたのではないかと思います。今後もこのようなイベントに積極的に参加し、動物検疫の役割や理解を広めていきたいと考えます。御協力いただいた（公社）中央畜産会の皆様には、改めてお礼を申し上げます。

・動畜産物輸出入検疫協会 創立50周年記念式典等について

（検疫部畜産物検疫課）

平成 30 年６月６日、横浜港山下公園通り沿いのホテルニューグランドにおいて、動畜産物輸出入協会創立 50 周年記念式典が開催され、本省からは岩本大臣官房審議官、沖田国際衛生対策室長、谷課長補佐が、動物検疫所からは本所長、検疫部長、精密検査部長、企画管理部長、成田支所長、羽田空港支所長・次長、関係各課長・出張所長らのほか、全国の動検協力会幹部をはじめ関連団体等から、多くの方々が参加しました。

式典に先立ち、内閣府食品安全委員会川島事務局長による「科学に基づく食品安全の確保」と題した記念講演が行われました。

また、式典後に開かれた祝賀会には、日々輸出入に関わる業者の方々も数多く加わり、300 名が出席する大規模なものとなりました。

同協会は、発足当時は 10 社ほどの会員でしたが、現在は京浜港や千葉港における動畜産物の輸出入に関連する通関業者、倉庫業者を主に、全国組織を持つ大手物流会社や食品製造メーカーなど 160 を超える社が加盟する程の大きな団体にまで発展し、近年複雑化・多様化する動物検疫業務の効率化や円滑化、さらには広報等に大きく貢献しています。こうした業績が高く評価され、農林水産大臣感謝状が贈られることになり、同祝賀会において岩本審議官から贈呈されました。今後も同協会とより良好な関係を維持、発展させていきたいと考えています。

・「関空旅博 2018」における広報活動

（関西空港支所）

平成 30 年５月 19 日、20 日の２日間、関西国際空港にて「関空旅博 2018」が開催されました。旅博は春の恒例イベントとして毎年開催されており、今年は過去最多の 175 団体が出展し、来場者は２日間で合計４万３千人に上りました。このイベントにおいて関西空港支所は、初の試みとして植物防疫所と合同でステージイベントに参加し、動物検疫所と植物防疫所の業務説明の後、来場者参加型の検疫探知犬デモンストレーションを行いました。ステージに上がってもらった一般来場者 11 名のうち４名にターゲット（肉、果物）の入った手提げ袋を持ってもらい、自分の荷物を探知される経験してもらうことで、検疫探知犬の具体的な活動状況について、理解を深めることができたと思います。

動物検疫所の展示ブース内では、肉製品の持込規制や検疫探知犬についてのパネルを掲示し、来訪者にはチラシ入りのポケットティッシュやパンフレットを配布して、動物検疫業務についての案内をしました。クンくんの着ぐるみは椅子に座らせて、来訪者が隣の椅子に座って写真が撮れるように設置したところ、特に子供たちに喜んでもらえました。展示ブースは、動物検疫所と植物防疫所のブースをつなげて間口を広くすることで、気軽に立ち寄れるようになり、子供用にマンガパンフレットや折り紙と塗り絵のついた冊子を用意したところ、その場で熱心にマンガを読み始める様子も見受けられました。ステージイベント後の検疫探知犬との触れ合い時間には、特に多くの来訪者が集まり、写真撮影などを楽しんでいました。

この２日間は、旅行客だけではなく一般の方々にも動物検疫業務について、広く知っていただく良い機会になったと思います。今後もこのようなイベントに積極的に参加し、様々な工夫をしながら効果的な広報活動に取り組んで行きたいと考えています。

・神戸支所における畜産物の輸出検査に関する説明会

（神戸支所）

平成30年５月22日に神戸支所会議室において普段輸出申請を行っている通関業者等に向けた畜産物の輸出検査に関する説明会を行いました。

検疫課長による挨拶の後、平成30年４月２日付けで、家畜伝染病予防法施行規則が改正（下枠参照）されたことに伴う輸出検査対象物の変更、これによる検査手続及び輸出検疫証明書用紙の変更についてサンプルを提示しての説明を行いました。

その後、改めて輸出検査手続についての説明を行いつつ、最近の輸出申請時のトラブル事例を絡めた事前準備の重要性を説明するとともに、効率よく迅速な輸出検疫手続を進めるため当所のウェブサイトで行っている情報提供についての紹介を行い、更に証明内容に応じて加工場等への現地調査も行っていることを説明しました。

説明会の質疑応答では、輸出検疫が不要となったものに対しての確認書について個別事例を交えた多岐にわたる質問が出され、当方からは輸出の指定検疫物から外されたもの、従来から指定検疫物以外とされていたものに分けて考え方の説明を行いました。

輸出検疫証明書用紙については、平成30年６月１日より偽造防止用紙を使用することとなるが、今回のように証明書サンプルを交えた事前説明を受けられたことは海外との今後の商取引を行う上でありがたいとの言葉を頂きました。

説明会終了後も参加者を通じて関係者から確認書の手続方法や新たな証明書用紙についての問合せが多く寄せられ、当説明会が有意義なものとなったと考えます。

今後も、輸出者や通関業者等に分かりやすく伝わる説明を実施していきたいと考えます。

平成30年４月２日付「家畜伝染病予防法施行規則」一部改正の概要

○輸出に関する指定検疫物の変更
家畜、家きん由来の畜産物については、相手国が検査証明書を必要としない場合、輸出検査を受ける必要がなくなりました。

○別記様式27号及び28号のスタンプを輸入検疫証明書とみなすようになりました。

○輸出入検疫証明書の色についての規定の削除
色の削除に伴い、輸出検疫証明書については、平成30年６月１日より偽造防止用紙を使用し、発行することとしました。

・石垣島での広報キャンペーン ～空港でのキャンペーン、小学校出前授業～

（沖縄支所）

石垣島は石垣牛の飼育やパイナップル等の栽培が盛んな地域であり、海外からの家畜伝染病や植物の病害虫が侵入すると島内の社会・経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、適切な水際対策の実施についての要望も絶えず寄

せられています。このような背景の下、離島における水際防疫に関する広報活動の実施について沖縄県畜産課から要請があり、広く関係者との調整を重ねた結果、平成 30 年７月４日から６日に八重山家畜保健衛生所及び那覇植物防疫事務所と３所合同で、広報活動を実施しました。７月４日には新石垣空港において香港から到着する旅客を対象とした広報キャンペーン及び報道機関を対象とした検疫探知犬のデモンストレーションを実施し、７月５日及び６日には石垣市内の新川及び石垣小学校で出前授業を行いました。

今回の広報活動の目玉である検疫探知犬は、関西空港支所からボウ号とセシル号を派遣してもらいました。当日には八重山家畜保健衛生所の方に着ぐるみのクンくんの中に入っていただき、熱中症の危険を物ともしないその活躍により、広報用ティッシュの配布もスムーズに行うことができ、肉製品の持込みについての注意喚起に旅行者も好意的に受け止めていただきました。

出前授業においても検疫探知犬の人気は絶大でした。今回の広報活動では、地元新聞社をはじめ６社の報道機関から取材を受け、テレビ２社、新聞３社、地方情報誌１社に取り上げてもらい、実りある広報活動となりました。

最後に、この暑さの中、クンくんに入っていただいた家畜保健衛生所職員に熱く感謝申し上げます。

・タイ家畜衛生当局職員との短期交流について

（企画管理部企画調整課）

タイ王国からは年間 41 万ｔの家きん肉をはじめ、多くの畜産物が輸入され、日本からも年間 120t の牛肉が輸出されるなど、輸出・輸入とも盛んに行われています。また、タイから日本には年間 99 万人が来日しており、人の往来も盛んです。

平成 30 年６月 26 日から 28 日にかけて、タイの家畜衛生当局である農業・協同組合省畜産振興局（DLD）のルジャー・ジロパット氏が動物衛生課との人事交流の一環として動物検疫所を訪問されました。この人事交流は平成 29 年より実施されており、両国の家畜衛生における密接な連携関係を構築し、将来的に、家畜衛生協議の進展など両国の施策の実現に資することを目的として実施されています。

３日間の動物検疫所への訪問中、ルジャー氏は本所（横浜）で日本の動物検疫所の概要について説明を受けたほか、動物検疫所で備蓄している防疫資材や動物検疫所が行う精密検査やリスク管理について説明を受けるとともに、川崎港の冷蔵倉庫（指定検査場所）で実際に輸入された畜産物貨物の現物検査を見学しました。さらに１日をかけて、成田空港において、家畜の係留施設や検査室のほか、手荷物検査場での旅客の手荷物検査や、靴底消毒、検疫探知犬の活動等を見学しました。

また、27 日にはルジャー氏から日本の動物検疫所職員向けに、タイの家畜衛生及び動物検疫の制度について説明をいただきました。動物検疫所の職員からは「タイの検疫所職員はどんな権限を有しているのか」「輸入者からの検査申請はどのように受付けるのか」など具体的な質問がされ、ルジャー氏には丁寧に御回答いただきました。

今後も家畜衛生当局職員が直接交流することで、お互いの制度や事情をよく理解した上で検疫業務が行えるようになると期待されます。

・動検OB 西野さんによる パラグアイにおける動物検疫制度について ～ その1 ～

（JICA 西野 重雄(動検 OB)）

動検OBである西野さんは平成28年６月から２年間JICAシニア海外ボランティアとしてパラグアイ共和国の国立家畜品質・衛生機構（以下SENACSA。）の検査センター、ブルセラ病科に派遣されました。

現地での家畜衛生事情など貴重な知識、体験を本時報に寄稿いただきましたので今号ではその中からパラグアイにおける畜産物の輸出入について掲載します。

畜産物の輸出入について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

パラグアイにおける畜産物の輸出入検査、生体家畜又はマスコット動物（犬、猫、その他の小動物を含むペットのこと）の輸出入検査及び獣医製品と家畜飼料等に係る輸出入検査については、SENACSAがその任を負っています。

畜産物の輸出入についてはSENACSAの「畜産物の品質と衛生総局」(DIGECIPOA)の食肉処理施設局と畜産物局が担っています。基本的には、２国間の衛生条件に基づき輸出入検査を実施しています。

各食肉処理施設に SENACSA 職員がと畜検査員として配置されており、HACCAP に基づき衛生監視業務を行っています。

なお、パラグアイにはSENACSAが衛生管理して許認可を行う食肉処理場の他、市町村が衛生管理している食肉処理場もありますが、このような処理場からは他国への輸出は不可能となっています。例えば、チリ向け牛肉は、脱骨されていることと生産地域ごとのトレサビリティー制度が確立していることが基本条件となっています。また、EU 向けについてはこれらに加え、処理場の衛生環境、食肉の衛生管理が定期的に実施され一定のデータを達成しなければなりません。衛生条件に基づく詳細検査はSENACSA本部の「ラボラトリー総局」(DIGELAB)において実施されています。

なお、パラグアイは、口蹄疫についてはワクチン接種がされ、2012 年以来発生が認められていません。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

次回は「生体家畜（マスコット動物を含む）及び獣医製品・家畜飼料等の輸出入」を掲載いたします。

◎調査研究報告

・アフリカ豚コレラウイルス（ASFV）感染実験への参加について②

（精密検査部微生物検査課）

前号に引き続き ASFV 感染実験の概要について報告します。今回の感染実験では、ASFV Armenia 07 株を大腿部筋肉内に接種し、２つの実験室で接種豚１頭に対して未接種豚２頭を同居させ計６頭で実験しました。その結果、接種豚２頭は10 日間の経時観察中に斃死、又は計画解剖され、同居豚４頭は経時観察中生存していました。実験期間中に以下の作業を実施しました。詳しい結果は、接種豚の臨床症状等を含めて動物衛生研究部門からの報告を待ちたいと思いますが、ここでは接種試験の経過と私が接種試験を通じて印象に残ったことを書いてみます。

＜採材＞

接種豚２頭と同居豚４頭で接種日翌日から毎朝、血液（血清分離用採血管及びEDTA入り採血管）、鼻腔スワブ、唾液、糞便を採材しました。唾液は、鉗子の先端に乾綿を取り付け、口腔内に挿入して採材しました。

＜遺伝子学的検査＞

採材した血液、血清、鼻汁、唾液及び糞便を材

料に検体処理後、遺伝子抽出し、AGÜERO らの方法を参考にコンベンショナル PCR（J .Clin. Microbiol., 41 (9), 4431-4434.）を、また、KING ら（J. Virol. Methods, 107, 53-61.）の方法を参考にリアルタイム PCR を実施しました。検体処理、抽出及び PCR 反応は各々作業を分担したため、多くの検体の検査をすることができました。

＜臨床観察及び剖検＞

臨床観察は朝夕の２回実施し、体温測定は採材時に１回行いました。斃死豚及び計画解剖豚については随時解剖しました。また、同居豚は経時観察後に全頭剖検を実施しました。

10 日間の経時観察中は採材した検体の検査、解剖以外にも検査室で以下の項目について作業しました。

＜バイオアッセイ＞

ASFV 診断方法として、豚赤血球が ASFV 感染マクロファージの細胞表面に吸着することに着目した赤血球吸着反応試験（HAD）が推奨されています。そこで、豚肺胞マクロファージにウイルスを感染させ HAD 及び細胞変性効果（CPE）の観察をしました。CPE の観察は、コントロールと比較することで判別できましたが、マクロファージの状態によっては観察が困難なため、HAD が判定しやすいと思いました。

＜豚肺胞マクロファージの回収・保存＞

生体豚の肺から回収して保存する作業も実際に手を動かして一連の流れを実施しました。今までウイルス分離に使用する初代細胞作製はしたことがなく、貴重な経験となりました。肺胞マクロファージは ASFV のみならず PRRSV の分離にも利用できることから動物検疫所でのストックを増す必要があります。

＜感想＞

今回、ASFV 感染実験という貴重な機会を得られ日本に未侵入のウイルス疾病について臨床症状や剖検所見が実際に見られたことは大変有意義でした。また、遺伝子検査、バイオアッセイといった精密検査に必要な作業を実施できたことも検査スキルの向上につながるものと考えます。これらの動物衛生研究部門での作業・内容に加え、バイオセキュリティを含めた安全管理体制（特定管理区域から退出した者は退出後の 7 日間は感受性動物に接してはならない等）については、研修報告書で所内に伝達したので、動物検疫所全職員が ASF の見識をさらに深めてくれたものと思っています。また、今年も引き続き動物衛生研究部門では感染実験を実施予定とのことで動物検疫所職員も参加予定です。更なる情報収集やスキルアップになればと思っています。最後になりましたが、今回の貴重な感染実験で様々な作業に従事させてもらいました動物衛生研究部門の皆様に深謝申し上げます。

・平成30年度動物検疫所調査研究推進会議について

（精密検査部病理・理化学検査課）

平成30年５月28日に本所で精密検査部主催の表記会議が開催されました。前身の「精密検査部の業務推進に係る検討会」から名称変更され、オール動検の取組となってから３年目となりました。出席者は本所の所長、部長、専門官、各部課長19名、各支所専門官等９名、動物衛生課及び畜水産安全管理課３名、外部助言者等として動物衛生研究部門３名、動物医薬品検査所１名の合計35名でした。提出課題は精密検査部から17題、各所からも15題と多くの課題が集まりました。

課題名
輸入肥育用素馬のインフルエンザワクチン抗体価調査（微生物検査課）
輸入家畜における薬剤耐性菌保有状況調査（微生物検査課）
各種疾病の診断用抗原・免疫血清の作製・診断への応用（微生物検査課）
家きん・野鳥等からの鳥インフルエンザウイルスの分離・同定と分離株の性状解析（海外病検査課）
分離株等を用いた初生ひなへの感染試験（海外病検査課）
多様な馬インフルエンザ(EI)ウイルスによるLAMP法の検証（病理・理化学検査課）
輸入畜産物の外装汚染モデル作製（病理・理化学検査課）
飼料原料等の汚染状況調査（病理・理化学検査課）
SDS-PAGEによる畜肉の加熱確認法の検証（病理・理化学検査課）
輸入肉製品の加熱確認法の検討(カタラーゼ)（病理・理化学検査課）
輸入乳製品の加熱確認方法の検討(ALP)（病理・理化学検査課）
輸入肉製品及び乳製品の、加熱確認及び動物種鑑別法の検討(蛍光指紋)（病理・理化学検査課）
家畜生体の畜種別輸入リスク分析（危険度分析課）
リスクを考慮した検疫対応に向けた畜産物等のリスク評価（貨物、携帯品等）（危険度分析課）
毛、羽毛、皮等の消毒のリスク学的見直し（危険度分析課）
飼料及び飼料原料のリスク評価（危険度分析課）
携帯品で持ち込まれた非加熱肉類等のウイルス汚染状況調査(疫学情報、病原検索)（危険度、海外病、病理）
EIウイルスLAMP法における遺伝子抽出法の検討（北海道・東北支所）
LAMP法による検査体制整備及び動物にストレスを与えない効率的な採材法の導入（成田支所）
輸入犬・猫における薬剤耐性菌のモニタリング調査（成田支所）
携帯品等で持ち込まれる加熱食肉製品の病原体汚染状況調査（成田支所）
靴底消毒の新たな手法の検討（羽田空港支所）
輸入蜜蜂におけるノゼマ原虫のPCR法による検査(種別モニタリング)（中部空港支所）
ウサギ監視伝染病の迅速診断法導入の検討（関西空港支所）
輸入犬におけるレプトスピラ保有状況調査（関西空港支所）
ヨーネLAMP法の検出感度の検証（神戸支所）
輸入禁止品が入った郵便物の仕向先等の調査（門司支所）
EI摘発ロットにおける遺伝子検査と血清抗体価との関係及びワクチン株の有効性についての検証（門司支所）
EI赤血球凝集抑制(HI)試験の導入及び輸入肥育用素馬におけるEI HI抗体価の測定（門司支所）
馬ピロプラズマ病遺伝子検査の導入（門司支所）
牛のピロプラズマ病(小型ピロプラズマ)の遺伝子検出検査の検討（門司支所）
腺疫の遺伝子検出検査(Mutiplex real-time PCR法)の検討（門司支所）

表　平成30年度調査研究課題

会議では、まず精密検査部から動物検疫所が行う調査研究業務について、目的及び対象、成果の活用等について説明しました。

本業務の目的には、技術の維持や職員のモチベーション向上も含まれます。対象には、海外から持ち込まれる薬剤耐性菌のモニタリングなど、水際という特殊性から得られ広く公衆衛生に寄与できる事項も含みます。

動物検疫所の調査研究業務

1 目的

- 動物検疫に係る基礎データの収集
- 検疫措置の裏付け、効果の検証
- 業務の見直し（強化・改善・効率化）の根拠
- 新たな検査法の開発・導入、既存検査法の信頼性の向上・効率化（迅速化）
- 摘発事例の検証
- その他（技術の維持・向上、職員のモチベーション向上等）

2 調査研究の対象

- 動物検疫業務全般に係る事項
- 水際という特殊性から得られる検疫対象以外の感染症等に係る事項

3 成果の活用

- 動物検疫所内業務の見直し（強化・改善・効率化）への活用
- 動物検疫業務に係る広報への活用
- 広く家畜衛生及び公衆衛生への寄与（情報の提供、分離病原体の分与等）

4 調査研究を行う上での課題

- 予算の確保
- 輸入検査材料を調査研究に供する上での権限、分離病原体の所有権等の明確化
- 研究倫理の遵守

次に、研究倫理について説明しました。「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」に基づき「動物検疫所における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を策定し、昨年度から精密検査部では不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用）のないことを事後検証可能なデータの記録・保管を行っています。各所でも同様の取組をお願いしました。

各課題の審議は、限られた予算の中で動物検疫所が行う意義、優先順位の観点から、調査計画への助言が行われました。

動物検疫所の調査研究業務は、かつては精密検査部と係留施設を中心に行われていましたが、昨年度は輸入禁止品が入った郵便物の仕向先等の調査、ゴルフシューズに係るリスク検証など旅具検査に係る課題もあり、水際対応の強化、効率化に成果を上げました。今年度の業績発表会でも多くの成果報告があることを期待しています。

◎動物検疫関連情報

•「僕にお座りをさせないで！」～肉製品持込みについての御案内動画～

（企画管理部企画調整課）

訪日外国人が増加する中、手荷物として持ち込まれる肉製品から高病原性鳥インフルエンザが分離されています。このため、動物検疫所では海外からの手荷物での肉製品の持込みを防止するための動画を作成しました。動画投稿サイトYouTubeの農林水産省公式アカウントmaffchannelで公開しています。

動画では検疫探知犬のキャラクターが「僕にお座りをさせないで！」とお願いしています。国際空港の手荷物検査場で活動する検疫探知犬は、旅客の手荷物の中から肉やソーセージ、ハムなどの肉製品を見つけると、お座りをしてハンドラーに知らせます。動画は日本語版のほかに、中国語（簡体字、繁体字）、ベトナム語及びタガログ語の４言語での動画も公開しています。多言語で作成することで、来日前の旅客や、日本に滞在している留学生や技能実習生の里帰り時に、畜産物の持込みの防止を促すことを目的としています。

動画はYouTubeにて「僕にお座りをさせないで！」と検索いただければ御視聴いただけます。平成30年５月17日に公開して以来、日本語版の７月末現在の視聴回数は約1,900回となっています。海外旅行に行かれる前にぜひ御覧ください。

動画の一場面（日本語及びベトナム語）。

（日本語）

（ベトナム語）

スマートフォン等からはこちらの二次元バーコードからのアクセスが便利です。

なお、動物検疫所のウェブサイトのトップページからも御覧になれます。
http://www.maff.go.jp/aqs/

・オーストラリアへ日本の生鮮牛肉再び

（企画管理部企画調整課）

オーストラリアに向けた日本産牛肉の輸出が平成30年５月29日から解禁となりました。

オーストラリアへの牛肉の輸出は我が国でのBSEの発生を受け、平成13年９月から停止していました。以後、平成16年から本省担当部局はオーストラリア政府当局と輸出再開に向けた協議を開始し、OIEにより我が国の口蹄疫清浄国として認定、また、BSEリスクの最も低い国として認定されたこと等を踏まえ、これまでに常温保存可能品（レトルト、缶詰等）や牛にエキスの輸出が可能となったことに続き、今般、日本産生鮮牛肉の輸出条件を締結しました。

これにより、「対オーストラリア輸出食肉の取扱要綱」に基づき認定を受けた施設で生産された食肉であること、日本において出生し、飼養・と殺された牛に由来する食肉であること等の条件を満たした牛肉の輸出が可能となりました。

これまでに４件の施設が対オーストラリア輸出牛肉取扱施設として認定され（７月現在）、平成30年７月に輸出再開後第１便となる貨物が輸出されました。

オーストラリアからは日本に年間約40万５千人が来日しています（平成29年）。日本に訪れる外国人の約７割が日本食を食べることを期待して来日し、また、実際に食べたものでは「ラーメン」と「肉料理」の満足度が高いと言われています（観光庁「訪日外国人の消費動向　平成28年10-12月期報告書」より）。今般の輸出再開によりオーストラリアの人々が日本の牛肉を気軽に楽しめるようになることを期待しています。

＜参考＞
オーストラリア向け日本産生鮮牛肉の輸出再開について（農林水産省プレスリリース）
http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/180529.html

・アルゼンチンへ日本産生鮮牛肉輸出解禁!!

（企画管理部企画調整課）

平成30年６月29日、アルゼンチン向け日本産生鮮牛肉の輸出が解禁となりました。

平成27年７月以降、我が国の農林水産省及び厚生労働省はアルゼンチン政府当局との間で牛肉の輸出解禁のための協議を進めてきました。今般、これまでの協議の結果、アルゼンチン政府当局から日本産の牛肉の輸出を解禁する旨、通知がありました。これにより、厚生労働省によって認定された食肉取扱施設に由来する食肉であること、日本で生まれ、と畜までの間日本で飼育された牛由来の牛肉であること等の家畜衛生条件を満たした牛肉の輸出が可能となりました。

これまでに３か所の施設が対アルゼンチン輸出牛肉取扱施設として認定されおり（７月現在）、７月には輸出解禁後第１便となる牛肉がアルゼンチン向けに輸出されました。

アルゼンチンは、ウルグアイに次いで世界第２位の牛肉消費国と言われ、国民一人当たりの年間の牛肉消費量は59.4kgとされています（※）。これは日本人の牛肉の消費量の10倍、日本人が１年間で食べるお米の量とほぼ同じくらいです。輸出解禁により、アルゼンチンの人々が日本産の牛肉を食べて、その品質を知ってもらうチャンスが広がったのではないかと思います。

※出典：独立行政法人農畜産業振興機構「年報「畜産」海外編2017年度」他、同機構のレポートを参考にしました。

＜参考＞

アルゼンチン向け日本産生鮮牛肉の輸出解禁について（農林水産省プレスリリース）
http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/dou ei/180629_11.html

・アルゼンチン･パタゴニア地域からの牛・めん羊肉等輸入解禁

（企画管理部企画調整課）

これまでアルゼンチンからの牛肉・めん羊肉は日本へ輸入することができませんでしたが、平成30年６月27日に家畜伝染病予防法施行規則（以下「規則」という）が改正され、規則第43条の表よりアルゼンチン・パタゴニア地域（サンタクルス州、チュブート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る。）及びリオネグロ州）が除外され、これによりアルゼンチン・パタゴニア地域から日本へ輸入される食肉等（牛・めん羊肉等）の家畜衛生条件が締結され輸入解禁となりました。

皆さんが思い浮かべるアルゼンチンのイメージは、サッカー強豪国かと思います。しかし、アルゼンチンはその広大で肥沃な大地を背景に農畜産業が盛んであり、19世紀後半から20世紀前半にかけて、ヨーロッパへの農畜産物の輸出により世界有数の富裕国となり、現在でも世界有数の農畜産大国です。アルゼンチン農畜産業の中心は、北部地域であり、中国、EU等に牛肉が輸出されています（アルゼンチンのOIEが認定する口蹄疫清浄地域は、地図参照。今回輸入解禁となった地域は斜線で明示。）。

今回、日本への牛肉・めん羊肉等の輸入が解禁されたパタゴニア地域は、アルゼンチン南部（南アメリカ大陸の南端）に位置し、国立公園や世界遺産が多数存在し、同地域に存在する氷河の崩壊を見るために、世界中から観光客が集まることで有名です。パタゴニアという名前は、世界一周で有名なマゼランが、パタゴニアに上陸した際に、その土地に住む部族を見て、『大きな足の部族が住む土地』と名付けたと言われています（パタゴニアは、ポルトガル語が語源。）。この地域は、気温は低く、風も強いため、乾燥が激しく半砂漠地帯となっています（アルゼンチンは、世界一風が強い国と言われています。）。そのため同地域の畜産業の中心は、めん羊肉生産となっています。

アルゼンチンは、北部が口蹄疫ワクチン接種清浄地域で、パタゴニア地域は口蹄疫ワクチン非接種清浄地域とOIEより認定されています。今回の条件締結に当たっては、アルゼンチン国内の防疫体制、サーベイランスの結果、パタゴニア地域への動物・畜産物の移動制限等の多くの条件を満たし、口蹄疫の地域主義を取り入れた家畜衛生条件としては、ブラジル（サンタカタリーナ州）の豚肉等の家畜衛生条件に次いで２例目の事例となりました。

アルゼンチンにおけるOIEの口蹄疫清浄地域認定状況

動物検疫所ウェブサイトでは、動物・畜産物の輸出入停止情報、家畜衛生条件等について御覧いただけます。

メールマガジンに登録すればメールでの迅速な情報把握も可能です。

ぜひ一度、ウェブサイトも御覧ください。

＜動物検疫所ウェブサイト＞

http://www.maff.go.jp/aqs/

◎所内情報
・平成30年度初任者合同研修参加者の紹介

【総務部会計課】

有川（ありかわ） 陽之助（ようのすけ）

私は

笑顔いっぱいな

事務官になりたい。

【企画管理部企画調整課】

長谷川（はせがわ） 絢奈（あやな）

私は

相手の立場に立って

考えられる

防疫官になりたい。

【検疫部動物検疫課】

中島（なかじま） 渓（けい）

私は

伝染病とたたかう

防疫官になりたい。

【検疫部畜産物検疫課】

北川（きたがわ） アミ

私は

多言語を操る

防疫官になりたい。

【精密検査部危険度分析課】

黒坂（くろさか） 紗衣（さえ）

私は

向上心を忘れない

防疫官になりたい。

【川崎出張所】

日野（ひの） エリカ

私は

チャレンジ精神を

持った

防疫官になりたい。

【検疫部動物検疫課（併任）】

檜森（ひもり） 結羽（ゆう）

私は

国内・国外の両方に

目を向けられる

防疫官になりたい。

【検疫部動物検疫課（併任）】

矢守（やもり） 凜（りん）

私は

フレキシブルで

スタイリッシュな

防疫官になりたい。

【検疫部動物検疫課（併任）】

中島（なかじま）　俊輔（しゅんすけ）

私は
鉄壁の鎧と科学技術を
持った“アイアンマン”
のような
防疫官になりたい。

【検疫部動物検疫課（併任）】

中村（なかむら）　美紗都（みさと）

私は

ぶれずに判断を下せる

防疫官になりたい。

【北海道・東北支所検疫課】

石倉（いしくら）　莉奈（りな）

私は
日本の畜産業を
守れるような
防疫官になりたい。

【成田支所旅具検疫第１課】

有原（ありはら）　若菜（わかな）

私は

明るく、爽やかな

防疫官になりたい。

【成田支所旅具検疫第２課】

今野（いまの）　美沙（みさ）

私は
一般のお客様に
動物検疫について理解して
もらえるような
防疫官になりたい。

【成田支所旅具検疫第２課】

長谷川（はせがわ）　啓喜（ひろき）

私は
何事にも
チャレンジしていける
防疫官になりたい。

【羽田空港支所検疫課】

宮元（みやもと）　彩希（さき）

私は
正確な判断が
迅速にできる
防疫官になりたい。

【羽田空港支所検疫課】

山下（やました）　奈々（なな）

私は
一般の方に対して
分かりやすく制度につい
て説明できる
防疫官になりたい。

【中部空港支所検疫課】

瀬尾（せお）　瑞希（みずき）

私は

信用される

防疫官になりたい。

【中部空港支所検疫課】

冨田（とみた）　智優（ちひろ）

私は
国民に寄り添い、
国民、職場の方から
信頼される
防疫官になりたい。

【関西空港支所検疫第１課】

小林（こばやし）　美紀（みき）

私は

的確に業務を行う

防疫官になりたい。

【関西空港支所検疫第１課】

永田（ながた）　慶成（よしなり）

私は

信頼される

防疫官になりたい。

【関西空港支所検疫第１課】

米山（よねやま）　竜太（りょうた）

私は

広い視野を持った

防疫官になりたい。

【関西空港支所検疫第１課】

児玉（こだま）　みつき

私は

信頼できる

防疫官になりたい。

【神戸支所検疫課】

野呂（のろ）　聡美（さとみ）

私は

よく考えて判断できる

防疫官になりたい。

【門司支所検疫第１課】

山田（やまだ）　優希（ゆうき）

私は
分かりやすい
説明ができる
防疫官になりたい。

○人事交流の方

【検疫部動物検疫課】

いしはら　みゆき
石原　深雪

私は

産地を守る

防疫官になりたい。

【中部空港支所】

おかだ　れな
岡田　玲奈

私は

誰にでも信頼される

防疫官になりたい。

・平成 30 年度動物検疫所庶務課長会議について

（総務部庶務課）

平成 30 年度動物検疫所庶務課長会議は、平成 30 年６月 21 日から 22 日の２日間、横浜本所において開催されました。この会議は、動物検疫所各支所の庶務課長が一堂に会し、それぞれの支所における諸課題について報告・意見交換をするもので、８支所の庶務課長及び本所の庶務課長、会計課長のほか、所長、各部長、企画調整課長が出席するとともに、本省消費・安全局総務課の人事企画官、会計指導班長、係長も出席しました。

１日目は、伊藤所長から最近の動物検疫をめぐる情勢を含めての挨拶の後、企画管理部長から「平成 31 年度予算、組織・定員要求の概要」及び「国際観光旅客税」について、総務部庶務課長から「平成 30 年度級別定数・組織定員要求の結果」、「公務災害及び交通違反・事故の発生状況」について、総務部会計課長から「会計監査改善措置結果報告」、「平成 29 年度旅費予算の執行実績」について、説明を行いました。

その後、各支所から職員の配置・勤務体制、健康管理、講習会・研修会、調査・監査及び予算に関すること並びに当面の諸課題とその対策について報告があり、その後、意見交換を行いました。次に、業務の拡大等に対応した要員の確保、施設の整備及び予算の配分、事務処理マニュアルの整備、級別定数の切り上げ等の各支所からの要望事項について質疑応答を行いました。

次に、消費・安全局総務課会計指導班から、不適正な会計処理に関する緊急点検結果の概要、平成 29 年度会計監査報告書における前回指摘事項の是正がされていなかった事項への対応、庁舎等を借り受ける場合の財務省理財局との事前調整、施設整備費の要求、官用車等の交通事故、宿舎に係る明渡猶予申請の要件確認等についての説明、人事企画官から服務関係及びメンタル関係の説明があり、初日の会議を終了しました。

２日目は、「業務の効率化に関する取組」をテーマに意見交換を行いました。最初に、会計課長から会計事務のマニュアル案を提示して説明を行うとともに、共同購入や資料の共有化等について意見交換を行いました。

総務関係業務については、事務の集約化、システムを活用した効率化、文書管理の適正化等が進められていますが、今後とも本所・支所間で情報の伝達・共有を的確に行っていくことを確認し、会議を終了しました。

・勤続30年及び20年の職員紹介

（総務部庶務課）

○30 年表彰

伊藤　和夫（動物検疫所長）
宿里　正明（関西空港支所庶務課長）
佐藤　隆一（関西空港支所検疫第３課長）
吉田　和弘（神戸支所長）
岩﨑　邦洋（神戸支所岡山空港出張所）
若菜　俊敦（神戸支所広島空港出張所長）
鎌川　浩之（門司支所長）

前原　靖浩（門司支所検疫第２課）
新堀　　均（沖縄支所調整指導官）

○20 年表彰
阿久澤義徳（本所調整指導官）
森　　昌宏（本所総務部庶務課）
池田　亜季（本所企画管理部企画調整課）
牧田利和子（本所川崎出張所長）
福田　雅義（本所川崎出張所）
三角さつき（本所川崎出張所）
十市　達也（北海道・東北支所庶務課）
鈴木　　章（成田支所旅具検疫第１課）
牧田　　昇（成田支所旅具検疫第２課）
大川　裕人（羽田空港支所東京出張所）
鈴木　剛史（関西空港支所検疫第３課）
中西　久美（神戸支所検疫課）
廣澤　千恵（神戸支所大阪出張所）
桐原　志保（門司支所博多出張所）
金子　詠美（沖縄支所検疫課）

・人事異動

（平成30年６月２日～平成30年８月１日まで）

（平成 30 年６月４日）
齊藤　　綾　職務復帰（羽田空港支所検疫課付）
（平成 30 年６月８日）
宇野　美鈴　職務復帰（企画管理部危機管理課主任検疫官）
宇野　美鈴　配偶者同行休業（企画管理部危機管理課主任検疫官）
（平成 30 年６月 11 日）
山口　菜美　育児休業（関西空港支所検疫第１課主任検疫官）
（平成 30 年６月 15 日）
河田　　誠　休職（羽田空港支所東京出張所主任検疫官）
（平成 30 年６月 22 日）
古野美南子　育児休業（精密検査部微生物検査課）
（平成 30 年６月 30 日）
吉岡　　隆　任期満了（神戸支所検疫課（任期付採用））

（平成 30 年７月１日）
白藤香菜子　成田支所動物検疫第１課（北海道・東北支所検疫課 胆振分室駐在）
倉田　愛子　成田支所動物検疫第２課（成田支所貨物検査課）
村上真理子　関西空港支所検疫第３課主任検疫官（内閣府食品安全委員会事務局総務課国際調整専門官兼内閣府食品安全委員会事務局総務課国際係長）
名藤　正人　職務復帰（神戸支所検疫課）
石橋　　恵　消費・安全局動物衛生課保健衛生班飼養衛生係長（成田支所動物検疫第２課）
鈴木　祐子　消費・安全局動物衛生課輸入検疫企画班輸入動物検疫係長（成田支所動物検疫第１課）
（平成 30 年７月４日）
荻原　絵美　職務復帰（羽田空港支所検疫課）
荻原　絵美　配偶者同行休業（羽田空港支所検疫課）

（平成 30 年７月 10 日）
岡田　佳代　育児休業（羽田空港支所東京出張所）
（平成 30 年８月１日）
森﨑　一葉　羽田空港支所東京出張所（臨時的任用）
吉岡　　隆　関西空港支所検疫第３課（臨時的任用）
増田　真人　独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター所長（神戸支所次長）
小岩　善則　羽田空港支所検疫課兼大臣官房国際部国際政策課（羽田空港支所検疫課）

◎畜産物・動物の輸出入検疫数量実績（平成30年5月、6月）

●輸入畜産物（前年同月比）
5月分の全体の輸入量は前年同月比133.7％と増加しました。また、6月分の全体の輸入量は前年同月比114.4％と増加しました。
●輸出畜産物（前年同月比）
5月分の全体の輸出量は前年同月比115.3％と増加しました。また、6月分の全体の輸出量は前年同月比84.6％と減少しました。

（単位：KG）

品目名			輸入		輸出	
			５月	６月	５月	６月
骨類	骨		1,583,367	1,780,962	40	270
	砕骨		1,058,013	850,018	－	－
	蹄角		32,594	74,290	1,550	－
	骨腱		55,236	114,263	－	－
	蹄角粉		62,744	62,784	－	－
	その他の骨		－	0	－	－
	計		2,791,955	2,882,316	1,590	270
肉類	牛肉	冷蔵	29,827,252	26,624,182	145,133	147,031
		冷凍	36,204,197	36,953,129	102,416	125,236
		その他	25,095	42,279	1	－
		加熱処理	312,534	237,056	－	－
	豚肉	冷蔵	33,783,136	31,388,452	2,679	2,202
		冷凍	70,198,822	60,758,533	316,465	323,545
		その他	14,796	5,940	－	9
		加熱処理	1,169,734	1,096,371	－	－
	めん羊肉		3,375,050	2,750,011	－	－
	山羊肉		－	69,919	－	－
	鹿肉		－	91	－	19
	その他の偶蹄類肉		－	－	－	－
	加熱処理その他の偶蹄類肉		－	－	－	－
	ハム		276,054	272,227	147	150
	加熱処理ハム		26,445	7,823	－	－
	ソーセージ		1,254,003	1,158,939	1,022	897
	加熱処理ソーセージ		1,452,354	1,437,207	－	－
	ベーコン		165,517	191,455	462	185
	加熱処理ベーコン		2,285	9,764	－	－
	馬肉		457,657	541,922	－	－
	うさぎ肉		3,059	2,975	－	－
	犬肉		－	－	－	－
	家きん肉		51,727,431	49,446,637	685,404	830,044
	家きん加熱処理肉		37,591,615	34,820,839	－	－
	非加熱その他の肉	牛	554,058	528,700	50	3
		豚	74,260	65,015	1,960	670
		家きん	64,402	79,697	8,188	33,755
		その他	91,761	51,696	17,546	9,624
	加熱処理その他の肉	牛	182,754	258,459	－	－
		豚	2,880,521	2,808,870	－	－
		家きん	3,036,075	2,942,782	－	－
		その他	374,515	402,174	－	－
	計		275,125,382	254,953,144	1,281,474	1,473,371
臓器類	牛臓器		118,443	125,026	30	26
	豚臓器		61,986	32,969	270	55
	その他の偶蹄類臓器		14,965	23,903	－	－
	加熱処理牛の臓器		－	－	－	－
	加熱処理豚の臓器		－	－	－	－

品目名		輸入		輸出	
		５月	６月	５月	６月
臓器類	加熱処理その他の偶蹄類臓器	－	－	－	－
	偶蹄類以外の臓器	112,072	123,826	444	660
	消化管等	2,916,828	2,918,462	41,074	27,166
	加熱処理消化管等	46,422	24,000	－	－
	ケーシング	434,785	381,340	－	－
	脂肪	4,251,158	4,144,768	－	30,705
	非加熱その他の臓器	18	931	－	－
	加熱処理その他の臓器	－	－	－	－
	加熱処理家きん臓器	309,502	303,600	－	－
	加熱処理その他の家きん臓器	－	1	－	－
	計	8,266,179	8,078,825	41,817	58,612
卵類	殻付卵	－	－	511,206	261,944
	液卵	559,256	445,536	96	227
	その他の卵	－	300	17,962	9,915
	計	559,256	445,836	529,264	272,086
皮類	牛皮	2,083,971	2,366,310	1,206,851	862,928
	豚皮	126,147	131,409	5,395,966	4,959,211
	めん羊皮	15,817	15,463	－	－
	山羊皮	1	－	－	－
	鹿皮	7,135	12,804	－	－
	その他の偶蹄類の皮	－	－	－	－
	馬皮	163,768	82,010	－	－
	うさぎ皮	41,550	26,850	－	－
	犬皮	－	－	－	－
	その他の皮	－	－	－	－
	計	2,438,389	2,634,846	6,602,817	5,822,139
毛類	牛毛	－	－	－	－
	豚毛	3,000	5,400	－	－
	羊毛	80	330	－	－
	山羊毛	4,502	27,496	10	－
	鹿毛	－	－	－	－
	その他の偶蹄類の毛	800	10,345	－	－
	馬毛	12,554	13,053	－	－
	うさぎ毛	1,520	800	－	－
	羽毛	265,921	188,019	50,141	24,373
	犬毛	－	－	－	－
	その他の毛	4,238	－	－	－
	計	292,614	245,443	50,151	24,373
乳製品類	チーズ	26,736,939	25,613,770	3,780	78,229
	バター	3,010,319	1,914,087	284	229
	偶蹄類動物の飼料用乳製品	5,222,611	5,988,002	－	－
	その他の乳製品	5,002,542	5,498,097	83,089	78,229
	計	39,972,410	39,013,956	87,153	156,687
ミール類	血粉	231,347	79,215	－	－
	肉粉	2	1	－	－
	肉骨粉	－	－	－	－
	皮粉・羽毛粉	－	－	－	－
	計	231,350	79,216	0	0

品目名		輸入		輸出	
		５月	６月	５月	６月
その他	精液（アンプル）	52,830	60,810	－	－
	受精卵（個）	532	305	－	－
	ふん・尿	1	－	256,502	126,750
	計	1	0	256,502	126,750
わら類	穀物のわら	20,244,700	25,979,830	－	－
	飼料用の乾草	7,980	19,005	－	－
	その他	198,600	113,350	－	－
	計	20,451,280	26,112,185	0	0
総計		350,128,815	334,445,766	8,850,767	7,934,288

※　解放重量ベースの速報値

（単位：頭、羽、群）

動物名		輸入		輸出	
		５月	６月	５月	６月
牛	乳用繁殖用	625	350	－	－
	肉用繁殖用	－	－	－	－
	肥育用	1,494	1,499	－	－
	と畜場直行用	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－
豚	繁殖用	－	63	－	－
	その他	－	－	－	－
めん羊		－	－	－	－
その他の偶蹄類		1	－	－	－
馬	繁殖用	1	－	－	－
	乗用	13	9	－	－
	競走用	16	17	－	3
	肥育用	309	311	－	－
	と畜場直行用	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－
その他の馬科		－	－	－	－
うさぎ		1,056	7	6	6
初生ひな（鶏）		34,274	56,270	－	
初生ひな（その他）		－	1,273	－	
種卵（個）		－	－	－	
蜜蜂（群）		－	－	－	
指定検疫物以外の動物				10,750	8,369
犬		508	540	597	663
猫		154	187	159	230
きつね		－	20	－	－
スカンク		－	6	－	－
サル		1,031	－		

◎平成30年6月～7月の出来事

○米国テキサス州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置解除。（6月21日）
○中国から日本向けに輸出される生きているこい科ふな属（きんぎょ等）の衛生条件締結。（6月22日）
○家畜伝染病予防法施行規則第43条が改正され、輸入禁止地域と物が変更。（6月27日）
　アルゼンチン（パタゴニア地域）からの豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物及びその製品が輸入可能になりました。
○アルゼンチン・パタゴニア地域から日本向けに輸出される牛及びめん羊の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンの家畜衛生条件締結。（6月27日）
○アルゼンチン向け輸出牛肉解禁。（6月29日）
○フランスのヴァル・ドワーズ県において低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）発生。
　生きた家きん、家きん肉等の輸入停止。（7月12日）
○家畜伝染病予防法施行規則第43条が改正され、輸入禁止地域と物が変更。（7月19日）
　フランス全土からの豚及びいのしし並びにその製品が輸入可能になりました。

裏表紙の写真は平成30年３月に改築の終わった動物検疫所成田支所旅具検疫第１課の輸出検査室です。
改築が終わったことで輸出検査室自体が少し広くなり、いままでよりも大きな荷物をお持ちの方でもスムーズに輸出検査室に入ることができるようになりました！

◎動検通信（検疫部管理指導課長）

異常気象というのでしょうか、毎年のように台風や大雨により大きな被害がもたらされています。残念ながら今年は、平成30年７月豪雨と命名される大きな災害が発生しました。気象庁では、「顕著な災害を起こした自然現象については、命名することにより共通の名称を使用して、過去に発生した大規模な災害における経験や貴重な教訓を後世世代に伝承するとともに、防災関係機関等が災害発生後の応急、復旧活動を円滑に実施することが期待される」としています。たしかに、水害が起きるたびに河川の流れや堤防の改修といった対策が講じられてきましたし、物資を備蓄し災害に備える家庭も増えてきました。しかしながら、濁流に呑み込まれなすすべもなく流されていく家屋や車、水没した町の映像を見ると、自然に対する人間の営みの小ささを感じざるを得ません。

また、自然災害ということでは、風水害だけでなく大地震にも頻繁に見舞われており、６月の大阪北部を中心に発生した大地震も記憶に新しいところです。本年度の政府地震予知調査会が発表した「全国地震予想地図2018年版」では、全国の県庁所在地において30年以内に震度６以上の大地震が発生する確率が最も高いのは、首都直下地震が懸念される関東南部の千葉市で、その数値は何と85%以上にもなっています。自身も含め動検職員も多く居住している地域であり、いつどこで災害にあってもおかしくない状況にある中、業務においても家庭においても、物資の確保や避難経路等の準備が大切であることを改めて認識させられます。

一方、畜産分野においても口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザといった家畜の伝染性疾病の発生は大きな災害になり得ます。それでも、自然現象に対して降水量を減らしたり地震の揺れを小さくしたりといった対策はできませんが、家畜防疫では、飼養衛生管理の徹底による発生予防や、早期発見と迅速な初動防疫により、発生の規模を小さくとどめることは可能です。

しかしながら、いかに対策を講じていても過信は禁物です。日本語には畏れという言葉がありますが、自分より力のある者に対して畏れ敬う気持ち・心構えを持つことは大切です。自然災害に対する備えも家畜の伝染性疾病に対する備えも慢心することなく畏れを持って取り組み、人災となることは防がなければなりません。

最新のトピックスはこちらへ➡

動物検疫所のホームページ http：//www.maff.go.jp/aqs/
農林水産省のホームページ http：//www.maff.go.jp/
OIEのホームページ http：//www.oie.int/eng/en_index.htm

編集・発行　農林水産省
動物検疫所企画管理部
横浜市磯子区原町 11 － 1
（045）－ 751 － 5921